

報告第23号

専決処分の報告について

下水道施設の管理瑕疵に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年9月4日提出

秦野市長 高橋昌和



## 専 決 処 分 書

下水道施設の管理瑕疵に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

### 1 賠償金額

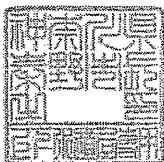
7,020円

### 2 賠償の相手方

[REDACTED]  
[REDACTED]

平成30年7月19日

秦野市長 高橋昌和



### 事故の概要

#### (1) 発生日時

平成30年5月9日午後4時50分頃

#### (2) 発生場所

秦野市南が丘一丁目5番地の55先

#### (3) 事故の状況

汚水管に街路樹の根が入り込み、管が詰まっていたこと及び付近で大量の排水があったことから、上記場所において汚水がマンホールの蓋を押し開けてあふれ、開いたマンホールに [REDACTED] さんの運転する普通自動車が左後輪を落とし込み、ホイールが損傷するとともに、タイヤがパンクした。

#### (4) 本市の責任原因

下水道施設の管理瑕疵

#### (5) 本市の責任割合

50パーセント